

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
300	1109.5	能登大沢港西防波堤灯台 Noto-osawa Ko 37 22.6N Fl R 3s 136 48.1E 単閃赤光 毎3秒に1閃光	13		5 赤塔形 10	変更 <u>一時業務休止中</u>
301	2130	鶴見第1号灯標 Tsurumi 35 27.1N Fl G 3s 139 42.8E 単閃緑光 毎3秒に1閃光	10		5 緑色円筒形頭標1個付 緑柱形	補正 <u>本灯は、鶴見第2号灯標と同期点滅 レーダ反射器付</u>
302	2131	鶴見第2号灯標 Tsurumi 35 27.3N Fl R 3s 139 43.0E 単閃赤光 毎3秒に1閃光	10		5 赤色円すい形頭標1個 付赤柱形	補正 <u>本灯は、鶴見第1号灯標と同期点滅 レーダ反射器付</u>
303	2157.14	東京羽田沖浅場造成A灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.2N Fl Y 4s 139 48.1E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成B~K灯浮標と 同期点滅</u>
304	2157.15	東京羽田沖浅場造成B灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.3N Fl Y 4s 139 48.1E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A、C~K灯浮 標と同期点滅</u>
305	2157.16	東京羽田沖浅場造成C灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.4N Fl Y 4s 139 48.1E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A、B、D~K灯 浮標と同期点滅</u>
306	2157.17	東京羽田沖浅場造成D灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.5N Fl Y 4s 139 48.0E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~C、E~K灯 浮標と同期点滅</u>
307	2157.18	東京羽田沖浅場造成E灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.6N Fl Y 4s 139 47.9E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~D、F~K灯 浮標と同期点滅</u>
308	2157.19	東京羽田沖浅場造成F灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.7N Fl Y 4s 139 47.8E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~E、G~K灯 浮標と同期点滅</u>
309	2157.2	東京羽田沖浅場造成G灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.8N Fl Y 4s 139 47.7E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~F、H~K灯 浮標と同期点滅</u>
310	2157.21	東京羽田沖浅場造成H灯浮標 Tokyo-haneda 35 33.9N Fl Y 4s 139 47.7E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~G、I~K灯 浮標と同期点滅</u>
311	2157.22	東京羽田沖浅場造成I灯浮標 Tokyo-haneda 35 34.0N Fl Y 4s 139 47.6E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~H、J、K灯 浮標と同期点滅</u>
312	2157.23	東京羽田沖浅場造成J灯浮標 Tokyo-haneda 35 34.1N Fl Y 4s 139 47.5E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~I、K灯浮 標と同期点滅</u>
313	2157.24	東京羽田沖浅場造成K灯浮標 Tokyo-haneda 35 34.1N Fl Y 4s 139 47.4E 単閃黄光 毎4秒に1閃光			3 黄色X形頭標1個付黄 やぐら形	補正 <u>本灯は、東京羽田沖浅場造成A~J灯浮標と 同期点滅</u>
314	2851	尾鷲港第1防波堤灯台 Owase Ko 34 04.4N Iso R 6s 136 12.4E 等明暗赤光 明3秒暗3秒	14		5 赤塔形 9	補正 <u>本灯は、尾鷲港第2防波堤灯台と同期点滅</u>
315	2852	尾鷲港第2防波堤灯台 Owase Ko 34 04.3N Iso G 6s 136 12.4E 等明暗緑光 明3秒暗3秒	14		5 白塔形 10	補正 <u>本灯は、尾鷲港第1防波堤灯台と同期点滅</u>
316	4512.3	伊予北浦港北浦防波堤北灯台 Iyo-kitaura Ko 34 14.3N Fl G 4s 133 05.9E 単閃緑光 毎4秒に1閃光	8		5 白塔形 4.7	変更
317	5713.5	佐伯港本港北防波堤灯台 Saiki Ko 32 58.8N Fl (2) R 7s 131 54.4E 群閃赤光 毎7秒に2閃光	11		5 赤塔形 8	変更

船舶通航信号所(海上交通センターを除く)

索引番号	航路標識 番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称	電波の型式・周波数	空中線電力(W)
318	8107.2	本州南岸	伊勢海防常滑	35 53.0N	いせかいぼう	通報・通信用	通報・通信用語
			Isekaibo	136 50.1E	とこなめ	F3E 156.65MHz(ch13)	10 日本語・英語
			tokoname			F3E 161.55MHz(ch19)	10 通報・通信時間 常時
					呼出・応答用	F3E 156.80MHz(ch16)	10

通報及び通信事項 名古屋港新土砂処分場建設工事区域付近の船舶に対する同区域及びその付近海域における次の事項

- 1 工事用船舶の動静
- 2 工事又は作業の状況
- 3 その他船舶の航行の安全に必要な事項

記 事

- 1 通信事項に関する情報は、工事請負者から入手する。
- 2 船舶から情報提供依頼があった場合又は伊勢海防常滑船舶通航信号所が情報提供する必要があると認めた場合に、通信事項に掲げる事項に関する情報を提供する。
- 3 伊勢海防常滑船舶通航信号所が行う通信は、操船を指示するものではない。

船舶通航信号所(海上交通センター)

索引番号	航路標識 番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
319	8404	瀬戸内海 東部(Ⅱ)	神戸 Kobe	34 39.1N 135 13.1E	おおさかマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

- a 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の明石海峡航路入航予定時刻、船名、総トン数等
- b 江崎における風向、風速及び気圧並びに地蔵崎における風向及び風速
- c その他船舶の航行の安全に必要な事項

(イ) インターネット・ホームページによる場合

- a (ア)(bを除く。)に掲げる事項
- b 航路及び阪神港(港則法規則別表第 1 阪神の部に掲げる堺泉北区、大阪区及び神戸区に限る。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況
- c 生石鼻灯台(北緯 34° 16' 3" 東経 134° 57')から田倉崎灯台(北緯 34° 15' 54" 東経 135° 3' 42")まで引いた線、江崎灯台(北緯 34° 36' 23" 東経 134° 59' 36")から 328° 30' に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「大阪湾海域」という。)及び江崎灯台から 328° 30' に陸岸まで引いた線、雁子岬、雁子岬から 272° に引いた線が取揚島東端と松島東端とを結ぶ線と交わる点及び取揚島東端を順次結んだ線、取揚島北端から網崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域(以下「播磨灘海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- d 明石海峡航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況
- e 南港水路(港則法規則第 33 条第 1 項に規定する南港水路をいう。)を航行しようとする総トン数 5,000t 以上の船舶、堺水路(港則法規則第 33 条第 2 項に規定する堺水路をいう。)を航行しようとする総トン数 3,000t 以上の船舶、浜寺水路(港則法規則第 33 条第 3 項に規定する浜寺水路をいう。)を航行しようとする総トン数 10,000t 以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン数 40,000t(油送船にあつては 1,000t)以上の船舶の入出航予定時刻、船名、総トン数等
- f 南港水路、堺水路、浜寺水路及び神戸中央航路における港内信号(港則法規則別表第 4 に定める信号をいう。)の現状及び予告
- g 江崎における風向、風速及び気圧、洲本における風向、風速及び波高、孫崎、地蔵崎、明石海峡、神戸ポートアイランド、夢洲、友ヶ島における風向及び風速
- h 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況
- i 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
- j 明石海峡航路における潮流の状況

k 大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

l 大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(cに限る。)に掲げる事項

b (イ)(a, e, f, g及びhを除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～4 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

320 8405

瀬戸内海
東部(Ⅱ)

青ノ山

34 18. 2N

びさんマーチス

Aonoyama

133 49. 3E

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

a 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の航路及び水島港港内航路入航予定時刻、船名、総トン数等

b 水島航路における管制信号(海交法規則第 8 条第 2 項の表に掲げる信号をいう。)及び水島港港内航路における港内信号(港則法規則別表第 4 に定める信号をいう。)の現状及び予告

c 青ノ山における風向、風速及び気圧並びに六島、下津井及び地蔵崎における風向及び風速

d その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a (ア)に掲げる事項

b 航路における船舶の交通の制限の状況

c 水島港港内航路(港則法規則(昭和 23 年運輸省令第 29 号)別表第 2 に掲げる水島港港内航路をいう。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況

d 蓬崎灯台(北緯 34° 35′ 58″ 東経 134° 8′ 18″)から小豆島蕪崎まで引いた線、大角鼻灯台(北緯 34° 26′ 2″ 東経 134° 20′ 12″)から馬ヶ鼻灯台(北緯 34° 21′ 3″ 東経 134° 15′ 2″)まで引いた線、讃岐三崎灯台(北緯 34° 15′ 41″ 東経 133° 33′ 30″)から大飛島西端まで引いた線、同地点から神島西端(御崎)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「備讃海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容

e 航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況

f 備讃海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

g 備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

h 備讃瀬戸東航路と宇高西航路との交差部、備讃瀬戸北航路と水島航路との交差部、備讃瀬戸南航路と水島航路との接続部及び水島航路と下津井瀬戸との交差部における潮流の状況

i 備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

j 備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(dに限る。)に掲げる事項

b (イ)(a及びfを除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～4 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

321 8406

瀬戸内海
西部 (I)

今 治 34 05. 4N くるしまマーチス
Imabari 132 59. 3E

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 MF 無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) MF 無線電話による場合

a 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の航路入航時刻、船名、総トン数等

b 大浜における風向、風速及び気圧並びに津島及び高井神島における風向及び風速

c その他船舶の航行の安全に必要な事項

(イ) インターネット・ホームページによる場合

a (ア)に掲げる事項

b 航路(海交法別表に掲げる来島海峡航路をいう。)における船舶の交通の制限の状況

c 波妻ノ鼻灯台(北緯 33° 59' 58" 東経 132° 46' 1")、歌埼灯台(北緯 34° 1' 7" 東経 132° 38' 44")、倉橋島亀ヶ首及び上蒲刈島黒鼻を順次に結んだ線、同島三崎から大崎上島塚崎まで引いた線、同島鯨崎から大三島郷堀鼻まで引いた線、大三島橋、伯方島金ヶ崎、高井神島北端及び江ノ島北端を順次に結んだ線、江ノ島南端から横山ノ鼻まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域(以下「来島海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

d 来島海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

e 来島海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

f 中水道及び西水道における潮流の状況

g 来島海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 来島海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(ウ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(cに限る。)に掲げる事項

b (イ)(a及びdを除く。)に掲げる事項

c 変更なし

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～4 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし